

山添農建第257号
令和6年11月25日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

山添村長 野村 栄作

市町村名 (市町村コード)	山添村 (29322)
地域名 (地域内農業集落名)	大塩地区 (大塩集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年2月15日(第1回)、令和6年2月19(第2回)、令和6年3月15日(第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・担い手が不足している
- ・農業者の高齢化
- ・米価の下落
- ・鳥獣被害の増加

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・耕作ができない農地については村外からの受け入れを行う。
- ・中山間地域等直接支払交付金を活用を継続していく。
- ・多面的機能支払交付金を活用する。
- ・鳥獣被害防止施設整備事業を活用し、耕作を継続する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	39 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	30.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

県道沿い、村道沿い、集落内の農地

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

地区内の農業者でできる範囲については、中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金を活用し、地区内の農業者に集積する。

地区内の農業者でできない範囲については、地区外から受け入れを行う。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

空いてくる農地について中間管理機構を活用し地区外の農業者を受け入れる。農地バンク登録を推進する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

特になし

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

山添村農業バンクを活用し、地区外から農業に興味のある人を受け入れていく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

特になし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

・中山間地域等直接支払交付金を活用する。

・多面的機能支払交付金を活用する。